

1、特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載 について

マイナンバーを普通郵便で送るのはやめるべき

【柴田議員】 通告に従い順次質問します。

まず、特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載について財政局長に伺います。

事業主が従業員の市民税を特別徴収する、いわゆる天引きで納税を行う場合、従業員のマイナンバーを収集することがマイナンバー法で義務付けられました。同時に、事業主の個人情報管理の「安全管理措置」がマイナンバー法で義務化され、情報が漏れた場合、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられることになりました。事業所内の書類の厳格な管理、パソコンソフトのセキュリティー対応品への切り替え、頑丈な金庫やシュレッダーなどの設備が必要となるなど、この安全管理措置は、とりわけ零細事業者には、過大な負担を強いるものとなっています。まだ対策が十分とれていないからマイナンバーを正直取り扱いたくないと考えている事業者も多いのが現状です。

一方、従業員がマイナンバーの開示を拒んだ場合、とくに罰則もなく、マイナンバーは記載しないまま申告でき、本市も受理するという運用になっています。これはマイナンバーが様々な個人情報を一つに結び付けることを目的としている設計思想上、極めて重要な個人情報となることから、その開示を拒む権利を強制的に奪うことはできないというバランスで統一的に運用されているルールであると考えられます。

ところが5月頃に本市から事業主に送られる、「個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」には、従業員がマイナンバーを開示していようがまいが、本市が住民基本台帳でマイナンバーをつかんでいる従業員について、一方的にマイナンバーを記載して通知する方針だと、しかもその送付は普通郵便で行われる方針と聞いています。

そのような重要な個人情報であるマイナンバー、漏えいの罰則を事業主に課するようなマイナンバーを、郵便受けからの抜き取りや、誤配送など情報漏えいのリスクのある普通郵便で送っているのですか？ 配慮に欠けるのではありませんか？ 財政局長へ伺います。

普通郵便で支障ない（財政局長）

【財政局長】 マイナンバーにつきましては、重要な個人情報であることから、その取

扱いについて配慮するよう、法令のほか、通知等もなされているところでございます。

特別徴収税額決定通知書の送付方法につきましては、かならずしも簡易書留でなくてはならないとはされておりませんが、各市区町村の判断により、適切な郵送方法で送付することとされたところでございます。

この通知書は多数の方に短期間で通知する必要があるため、従来から普通郵便により支障なく送達されているところでございますが、マイナンバーは重要な個人情報でございますので、適切に取り扱って参りたいと考えております。

特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載は義務ではない

【柴田議員】またそもそも、特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載は、自治体の義務なのでしょうか。

地方税法施行規則が改正されて、新しくなった特別徴収税額決定通知書の様式を使うことは義務でしょう。しかし、そこに従業員一人一人のマイナンバーを記載するかどうかは、自治体の裁量権が認められているのではありませんか？マイナンバー印字が義務であるとする根拠は何でしょうか？答弁を求めます。

自治体の裁量権は無い（財政局長）

【財政局長】事業主宛てに特別徴収税額決定通知書を送付することは、地方税法において義務付けられているところであり、マイナンバーの記載につきましても地方税法施行規則の改正に伴い様式が変更されたところでございます。

本市といたしましては、情報漏洩対策に努め、法令の規定に従い適切に対処して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

税額決定通知書にはマイナンバーを印字するな

【柴田議員】財政局長のご答弁をいただきました。自治体の裁量権は無いと判断して、普通郵便でやむを得ず送っているということがわかります。

条文上マイナンバーの印字が義務であるとは明記していないため、情報漏えいのリスクなど様々な問題をかかえるこの件は、全国的に大きな問題になっています。とうとう総務省が Q&A の事務連絡を出さなければならない状況に至った、そんな大問題になっているということで、他都市の対応の例をお示ししたいと思います。

東京都中野区は、区の対応として

特別徴収税額通知への個人番号の印字は、

◇ 区が個人番号を保有している納税義務者については、「*（アスタリスク）」す

なわち雪のマークのような記号を印字し

◇ 区が個人番号を保有していない納税義務者については、空欄とする。

◇ 事業主からの求めがあったときは、個人番号を記載した資料を簡易書留で郵送する。

という対応を取ったうえで、普通郵便で送付することにしたそうです。情報漏えいのリスクにも対応できる適切な対応だと思えます。

このような判断をしたのは中野区だけではありません。東京都下 62 自治体に対する聞き取り調査によると、今年の 2 月の時点ですでに 24 自治体が、この通知にマイナンバーの記載をしないことを決めており、申告に記載が無い場合は通知に記載しない杉並区など「一部のみ記載」する自治体は 6 自治体、合わせて実に半数近い 30 自治体が、記載しないまたは一部記載しないという判断をしているのです。あとは 18 自治体が検討中。その他 2、無回答 2 で、マイナンバーを記載すると回答した自治体は 10 自治体、たった 16% しかないことがわかりました。

さらに、従業員本人がマイナンバーの申告を拒否している場合でも、本人の許可なく、市から事業主に対して従業員のマイナンバーが、従業員の意思に反して通知されてしまうという大きな問題があります。これはいわゆるプライバシー権、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を、本人の意思に反して侵害する行為に当たると考えられます。日弁連もこの問題を重く考えていて「特別徴収税額決定通知書への従業員の個人番号の記載欄をなくすこと、あるいは個人番号を記載しない取り扱いとすること」を求める意見書の準備を進めていると聞いています。

このように考えると、本市が、個人情報の漏えいや憲法に抵触するリスクを引き受けてまで、あえて従業員のマイナンバーを記載しなければならないのか、はなはだ疑問です。

そこで市長に伺います。このように、事業主に対する税額決定通知における従業員のマイナンバー印字は、名古屋市の事務処理にとって特段メリットもありませんし、むしろ問題だらけです。事業主に対する税額決定通知における従業員のマイナンバー印字は事務処理として不適切なのではありませんか？印字はやめたらどうですか？ご答弁を求めます。

個人のプライバシーを守るために相談していきたい（市長）

【市長】マイナンバー法につきましては、私がかねがね、よく似たシステムでございましてけど住基ネットの問題も、新進党時代、そしてまた民主党の時代から、健全な自由主義に対して大変な脅威となるということで、アメリカで「SSN」でありますけど、あれがどれほどのなりすまし被害があって、国防総省もなぜ離脱したんだということも指摘しまして、限定番号によるべきだと、自由を守るために強く主張して参りました。

今ご質問がありましたことも、ある自治体の長と話しましたところ、いろんな解釈があるようでございますので、国・自治体の方とよく相談しまして、事業者の懲役4年以下になりますから大きな負担、それから個人のプライバシーを守るためにどういう方法をとったら一番いいのかということをしつかりと相談していきたいと思います。

【柴田議員】市長からご答弁をいただきました。

しっかり検討していただいて、ぜひ憲法を暮らしに生かすという見地から、マイナンバー制度の運用に対しては十分な配慮をしていく姿勢で臨み、印字取りやめの判断をしていただきたいと改めて求め、この件については終わります。

2、高層マンション建設に係る都市計画の用途地域指定について

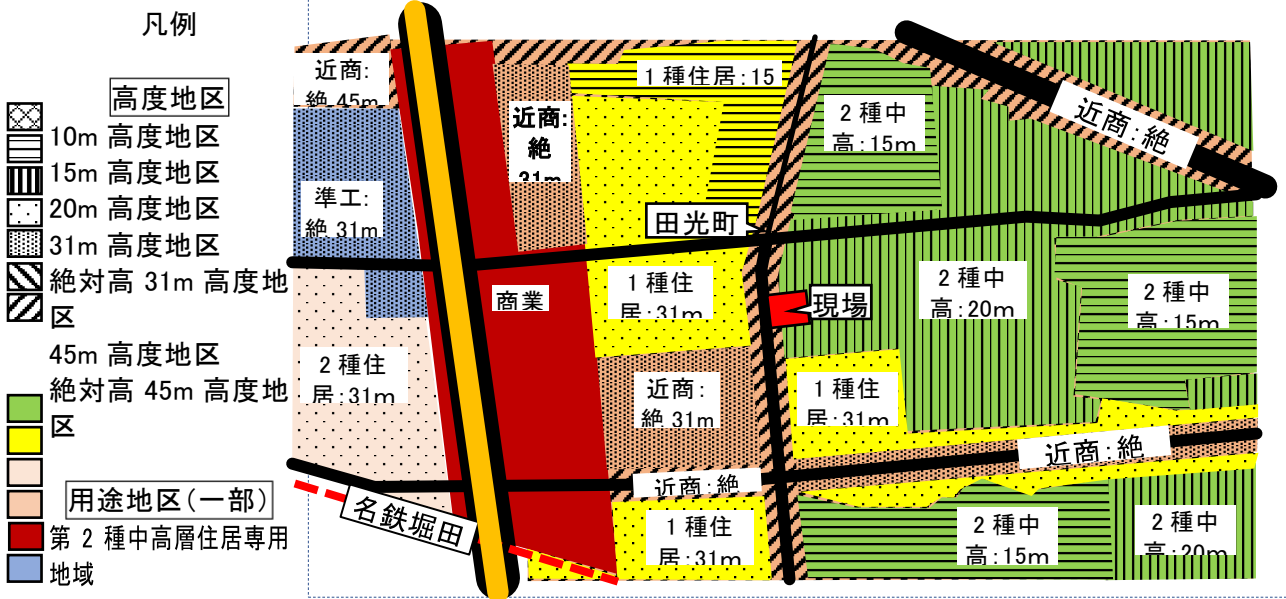
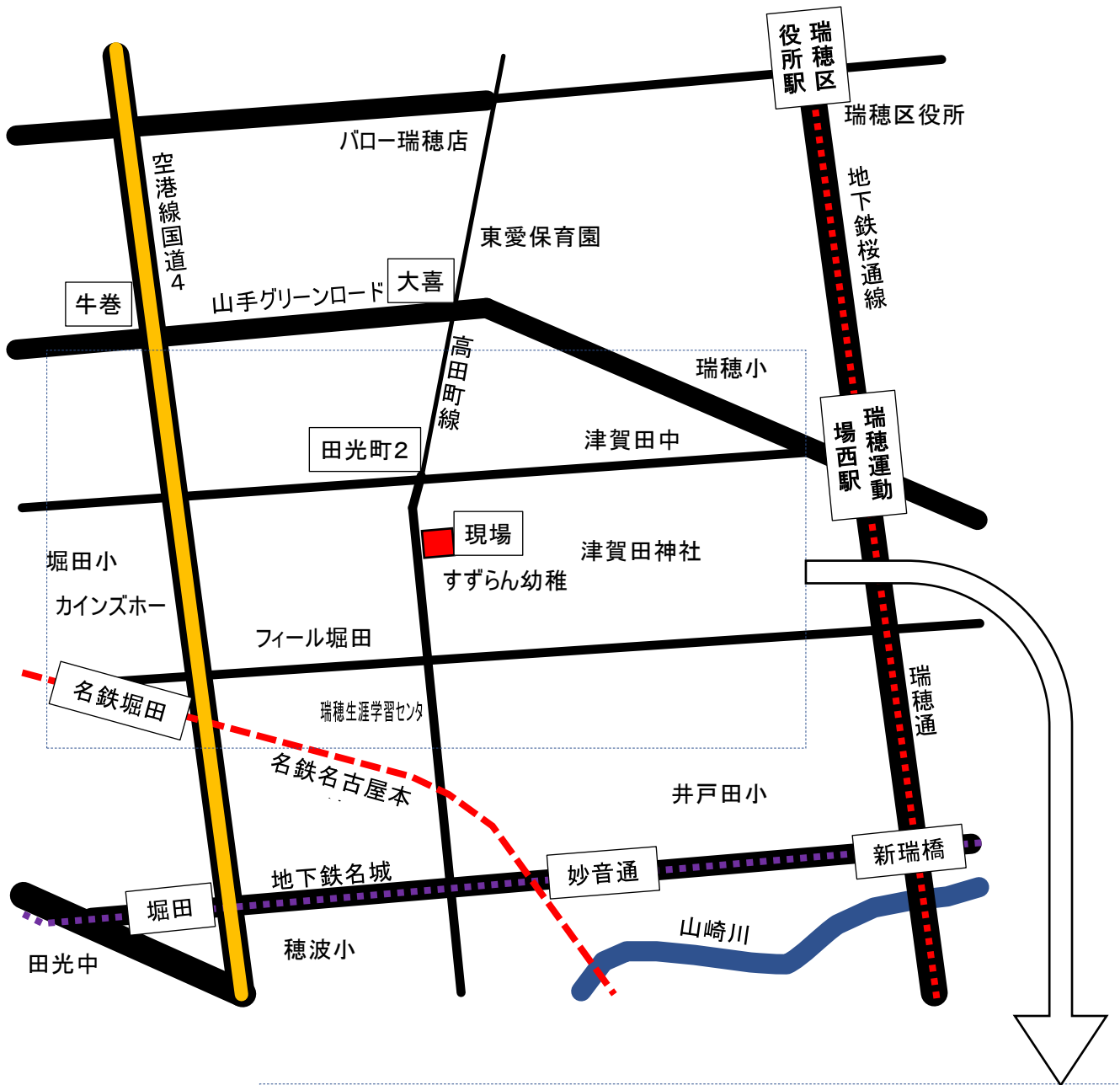
都市計画にともない近隣商業地域（絶対高 45m）に指定された

【柴田議員】つづいて、高層マンション建設に係る都市計画の用途地域指定について住宅都市局長に伺います。

瑞穂区白龍町では、15 階建 45m の高層マンション建設に対して激しい反対運動が起こっています。

そもそも住宅建設などは、地域の住民との関係をなるべく良好に保ちながら行い、その建築工事中も完成後も、入居者も地域住民もともに健全で快適な生活環境を持続できるようにすることが大切であり、それを破壊するような行為を未然に防ぐことは、本市の都市計画の目的でもあるはずです。

この紛争現場を地図で表したパネルをご覧ください。（次ページ）



この白龍町の紛争現場は、高田町線の沿線上に位置し、周辺は住宅地域、高度規制は15m、20m、31mのエリアに囲まれています。

現場を見に行きましたが、周辺には高くてもせいぜい6階建てのマンションがある程度。ほとんどは2階建て程度の建物ばかりです。このような地域に、突然15階建45mの高層マンションが建設されることになれば、住民が驚き反対するのは当然です。このような地域には45mのビルは「建てられない」と考えるのが普通感覚ではないでしょうか。

ではなぜこの建築が行えることになってしまったのか。それは、この高田町線の道路端から20mが絶対高45m高度地区、すなわち、北側の隣地の建物の有無に関係なく45mまでの建物を建てることのできる近隣商業地域に指定されているからです。

住宅都市局長に伺います。この指定は、戦後すぐに策定された都市計画で、高田町線が、片側2車線両側4車線の「幹線道路」として計画され、その幹線道路の周囲ということで、2008年の建物の高さのルール整理が行われたとき、絶対高45m高度地区の近隣商業地域の位置付けが行われたものと思われませんが、間違い無いですか？確認いたします。

都市計画(1946年)→都市計画法制定により近隣商業地域指定(1972年)→45mの高度地域指定(2008年)(住宅都市局長)

【住宅都市局長】高田町線は、かつては千種街道と呼ばれ、当時の呼続町から千種町を結ぶ郡遠として地域の主要な交通路となっており、1946年に、幅員30m、片側2車線の幹線街路として都市計画決定されました。

当該地域の用途地域は、現在の都市計画法が制定された1972年当時、道路沿線に、店舗等が立地していた土地利用状況を勘案し、近隣商業地域に指定されました。その際には高度地区の指定はありませんでしたが、その後、平成20年に、全市的な高度地区の見直しの中で、近隣商業地域で容積率300%の建物が建築できる絶対高45mの高度地区の指定を行っております。

道路計画の終了時(2009年)に、近隣商業地域指定(絶対高45m)も変更すべきだった

【柴田議員】ところが、この道路計画は、翌2009年3月、まだ一方通行の細い生活道路の状態がほとんどの、田光町2以北、八熊通りまでの部分は、片側1車線の道路として整備する方針に変更され、そして、すでに片側1車線の道路として整備済みの田光町2以南の部分は、そのまま片側1車線の道路で整備完了とすることが、都市計画の変更で決定されました。そして、この整備方針が決定されても、絶対高45m高度地

区の近隣商業地域という指定が外されないまま、都市計画の建築規制だけ解除になったのです。

2009年の道路計画の終了時点で、この片側1車線の道路幹線道路としての位置づけは解除されなかったのですか？絶対高45m高度地区の近隣商業地域指定を「外さない」という措置を取ったのはなぜでしょうか。答弁を求めます。

近隣商業地域の指定は継続する（住宅都市局長）

【住宅都市局長】都市計画道路は、都市における最も基本的な都市施設として都市計画法に基づき決定しており、そのうち「幹線街路」は、特に高い走行機能と交通処理機能を有する「主要幹線街路」、都市の骨格を形成する「都市幹線街路」、それらを補完する「補助幹線街路」の3つに分類され、いずれも、都市計画上の区分は「幹線街路」として決定しております。

その配置計画は、概ね1km四方を標準に「主要幹線街路」や「都市幹線街路」を配置し、さらに、これらに囲まれた区域内に「補助幹線街路」を配置し、良好な市街地環境の形成や円滑な交通処理等を図ることとしております。

高田町線は、道路の配置計画を考慮すると、名古屋環状線と東郊線という、いずれも6車線の道路に挟まれた区域内の「補助幹線街路」として必要であり、また、交通円滑化や都市防災機能を有する道路として、平成21年に、車線数を4車線から2車線に、幅員を30mから現況幅員の14・54mに変更しております。

このように、「幹線街路」としての位置づけは変わらなかったこと、加えて、土地利用状況についても大きな変化がみられなかったこと、仮に高さ及び容積率を下げた場合には、既存不適格となる建物が発生することから、本市の「用途地域指定基準」等に従って、絶対高45m高度地区の近隣商業地域の指定を継続しております。





地域住民の意向に沿い、高度地区の指定を変更すべき

【柴田議員】高田町線の昭和区部分は、2015年、廃止が決定されました。

高田町線の昭和区部分は、もともと住宅を立ち退かせなければならない住宅地域でしたから、計画廃止後も住宅地域になっています。

一方、高度地区区域図を見ると（次ページ）、高田町線の、昭和区広見町3丁目から、南に下って南区松池町3丁目19の笠寺病院前の信号交差点まで、およそ5kmに渡る道路沿線が、すべて絶対高45m高度地区の近隣商業地域に指定されたままになっています。

高度地区区域図

新設高度地区		絶対高45m高度地区
		45m高度地区
		絶対高31m高度地区
		31m高度地区
現行高度地区		20m高度地区
		15m高度地区
		10m高度地区
		最低限高度地区(削除)



高田町線絶対高 45m 高度地区

「高度地区」の拡充
 建物の高さのルールが変わります
 ～平成20年10月31日から実施～
 より瑞穂区と南区の詳細図を接続

地域の住民の皆さんがそれを望んでいるのであればともかく、この指定を今後も残しておくことは、閑静な住宅街に 45m の高層ビルが建つ紛争の火種を 5km に渡る区間に残し続けることになりませんか。

住宅都市局長に伺います。この高田町線 5km 区間について、地域住民の意向を確認し、残してほしいという希望がないなら、絶対高 45m 高度地区の指定を周囲に合わせて 31m などに変更すべきではありませんか？絶対高 45m を残しておく理由は何かあるのですか？

「地区計画」や「建築協定」で対応する（住宅都市局長）

【住宅都市局長】先ほど述べましたとおり、幹線道路の位置づけや土地利用の状況から、指定の位置づけは変わらないため、当該地域の高度地区等の変更の必要性は無いと考えております。仮に地域から変更のご希望がある場合については、不適格となる建築物等に留意しながら、地元住民等の合意形成に基づき、高さ制限を加える「地区計画」や「建築協定」の手法を活用することも考えられます。

紛争を未然に防がなかった、市の不作為

【柴田議員】住宅都市局長の答弁をいただきました。

名古屋市の資料によれば、「絶対高 45m 高度地区」の指定区域は「住宅と店舗や工場などが混在する地域の幹線道路沿いの地域など」とされています。北側に斜線規制のある「45m 高度地区」であったとしても「一般住宅地の幹線道路沿いの地域など」とされています。いずれも「幹線道路」に沿っていることが条件であり、もし高田町線が幹線道路から格下げされたのであれば、絶対高 45m 高度地区の指定をかぶせる合理性はありません。

ところが、高田町線は片側一車線だが、補助幹線街路という「幹線街路」であると、さらに、商業施設等の立地を誘導するために近隣商業地域に指定したと、それで 45m の高度地区になるという説明でした。

高田町線は、東は瑞穂通に、西は国道 41 号（空港線）・南区にいたっては国道 1 号という大幹線道路に挟まれており、高田町線を「幹線道路」に位置付ける必要性はないと思えます。とりわけ、今回紛争になっている白龍町の周囲は、北に牛巻から瑞穂運動場へ抜ける「山手グリーンロード」が、南に堀田から新瑞橋へ抜ける「妙音通」に囲まれています。このように主要幹線道路に囲まれた地域になっておりますから、「幹線道路」である必要性も薄い。さらに、冒頭指摘したように、周囲は 15m、20m、31m の高度地区に囲まれており、45m の高度地区に指定する合理性はないように思われます。

高田町線の片側 2 車線幅員 30m の道路計画が無くなった、つまり現状の片側 1 車線

の幅員 14.54m のままで整備済みと確定した時に、住民の皆さんは、これでこの道路は住宅街のなかの商店が点在する生活道路になったと感じたと思います。ところがその生活感覚とは違って、「幹線道路」としての位置づけは外されていなかった。絶対高 45m 高度地区が指定されたままになっていた。用途地域指定を、住民の感覚と食い違いがあることが明らかであるにもかかわらず、漫然と残してしまったこの不作為が、突然の 45m の高層マンションの建築を許し、今回のこのような悲劇的な紛争を引き起こした原因となっているのではありませんか。このような紛争を未然に防ぐことが、都市計画というものの役割なのではありませんか。この不作為について当局の責任は重大であると考えますが、どうですか。住宅都市局長の見解を求めます。

パブリックコメント、説明会などをおこなった（住宅都市局）

【住宅都市局】○平成 21 年に当該区間は、現況幅員への都市計画変更を行っておりますが、幹線街路としての位置付けは変えておりません。

また、その 1 年前の平成 20 年の高度地区の指定にあたっては、パブリックコメント、説明会、縦覧手続きを行うなど、広く地域住民の皆様方のご意見をいただく機会を設けましたが、当該地域における高度地区等についての意見はなく、最終的には都市計画審議会の議を経て決定いたしました。

都市計画の決定にあたっては、現況を調査し法令及び本市の基準に従って判断しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

都市計画の見直しや、地区計画・建築協定の広報を

【柴田議員】住宅都市局長からご答弁をいただきました。

結局「幹線道路」沿いで商業施設を誘導する地域は、条件さええば 45m の高層マンションがたてられてしまってもしかたないという答弁でした。

私が聞いているのはそんなルールの説明ではないんです。ルールだから仕方ないというんだったら、そもそも、主要幹線街路も都市幹線街路も補助幹線街路もみんな同じ「幹線街路」だから自動的に 45m になってしまうなどというルールそのものが本当に妥当なのかという問題も指摘しなければなりません。

また、商業施設を誘導するなど言っているのではないんです。高さ制限が絶対高 45m というのが住民の感覚とずれているのではないかという問題を提起しているんです。道路の両側が、高さ 15m、20m、31m の高さ規制の住居地域に囲まれていて、2 階建ての木造家屋がほとんどで、ところどころ 6 階建てのマンションがある程度という地域に、商業施設を誘導するからといってどうして 15 階建て 45m のビルの建築をさせる必要があるのか。うどん屋さんやドラッグストアなど道路沿いに商店が点在している状況なのは事実ですし、街の賑わいを作っていくことはもちろん大いに進めるべきです。しかし、住宅地の中の商店街を振興するために 45m のビルが必要なのですか？

むしろ高さを制限して快適な居住環境を保った中で、いかにして周辺の住民の皆さんの生活と文化に深く結びついた豊かな商業施設を誘導するか、そこに知恵を絞ることが街づくりなのではないですか？

そもそも、「高田町線は引き続き幹線道路ですよ」と、「近隣商業地域で幹線道路に面したところは、絶対高 45m の高度地区になってますよ」と、こういうことを地域住民の皆さんに十分周知したのか、あるいは、紛争防止に有効な建築協定の案内を十分行ったのか。そこにも不作為は無かったのかが問われます。

実際この件で、都市計画審議会の審議の中で、特にこの件で住民の皆さんへの絶対高など内容まで積極的に再説明をした形跡は無かったということが分かっています。

そのような対応を取っておいて、ルールだから仕方ないなどという無責任な態度は許されません。

この白龍町の紛争については、住民の立場に立って、マンション業者側に譲歩を求める仲裁を行うなど、何らかのコミットを行うことを強く求めます。

そして、全市的にも、このような一見幹線道路とは見えない片側 1 車線の道路が実は「幹線道路」と位置付けられていて、しかも近隣商業地域に指定されていて絶対高 45m の高度地域に自動的にになっているという道路が、ほかにもあるという答弁でした。いわば「隠れ幹線街路問題」とでもいうべきかもしれません。

そのような地域で、この白龍町のような悲劇的な紛争を二度と起こさせない決意で、都市計画のルール変更も含めた見直しや、地区計画あるいは建築協定の広報啓発を特に重点的に行うなど、しっかりとした施策を推進していただきたいと強く求めて、私の質問を終わります。